

付知町まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 この会は、付知町まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、付知地区の住民相互の協同により、快適で、楽しく、安心して安全に暮らせる地域を将来にわたって形成していくことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域振興の方向性の調査・検討に関すること。
- (2) 地域振興事業の企画・実行に関すること。
- (3) 付知公民館及びアートピア付知交芸プラザの管理運営に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する団体に属する者及び個人と次の各号の者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他協議会役員会で認められた者

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 顧問 若干名
- (5) 部会長4名及び副部会長4名以上

(役員を選出)

第6条 前条(1)から(4)までの役員は、第4条に規定する会員の中から選出する。(5)の役員は、それぞれの部会の中から選出する。

2 前条(1)から(4)までの役員は、総会において会長が選考委員の指名をおこない、選考委員において選出し、総会で承認を得ることとする。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、第5条(4)については任期を定めない。

- 2 役員に異動が生じた場合の後任役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、役員会、部会及び委員会とする。

(総会)

第10条 総会は、第4条に規定する団体の代表者及び同条各号に規定する者をもって組織する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算の決定及び会計報告
- (4) 役員を選出
- (5) その他重要事項の決定

3 総会は、第4条に規定する団体の代表者及び同条各号に規定する者の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で議事を決する。

4 団体の代表者は、文書をもって他の出席した会員に委任したときは、前項の規定の適用については、出席とみなす。

5 総会の議長及び議事録署名者2名は、会長が指名する。

(役員会)

第11条 役員会は、第5条に規定する役員をもって組織する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 協議会の運営に関する事項
- (3) 第3条に規定する事業の進捗管理
- (4) その他会長が必要と認めた事項

3 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成で議事を決する。

4 役員会の議長は、会長が務める。

(部会)

第12条 協議会は第3条に規定する事業を円滑に行うため、次の部会を設ける。

- (1) 総務企画部会
- (2) 生活福祉部会
- (3) 教育文化スポーツ部会
- (4) 農林商工部会

2 各部会は、別表に掲げる事業を所管する。

3 会員は、第1項のいずれかの部会に属するものとし、必要に応じて役員会で決定する事ができる。

(部会長及び副部会長)

第13条 部会は、部会長1名、副部会長1名以上を選出する。

2 部会は、必要に応じて部会長が招集し、所管事業の執行にあたる。

3 部会長は、部会を代表し、その会務を統括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 部会の議長は、部会長が務める。

(経費)

第 14 条 協議会の経費は、指定管理料、委託料、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

2 会費の額は総会において決定する。

3 協議会の会計に基金会計を設置することができる。

(会計年度)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 16 条 協議会の事業及び事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、中津川市付知公民館内（中津川市付知町 4 9 5 6 番地 4 3）に置く。

3 事務局は、事務局長 1 名及び事務職員若干名で構成する。

4 事務局長及び事務職員は、役員会の承認を得て会長が任命する。

5 事務局長は、協議会の運営及び事務を総括する。

6 事務職員は、事務局長を補佐する。

7 事務局が会計を行い、協議会の経理を担当する。

8 事務局の運営、事務局長及び事務職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する事項は、役員会に諮り会長が別に定める。

(雑則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 19 年 3 月 26 日から施行する。但し、設立時の役員の任期は、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 5 月 8 日から施行する。

別表（第 12 条第 2 項関係）

| 総務企画部会が所管する事業 | 教育文化スポーツ部会が所管する事業 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営に関する事 ・地域振興計画に関する事 ・地域の課題、要望の把握と整理に関する事 ・まちづくりに関する普及、人材育成に関する事 ・専門委員会の設置に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する事 ・青少年の健全育成に関する事 ・文化、スポーツ活動の振興に関する事 ・伝統文化の伝承に関する事 ・その他教育・文化・スポーツに係る事業 |
| 生活福祉部会が所管する事業 | 農林商工部会が所管する事業 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・住民福祉の増進に関する事 ・健康づくりの推進に関する事 ・生活環境の整備に関する事 ・防災体制の整備に関する事 ・生活安全体制の整備に関する事 ・その他暮らしに係る事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・観光業の振興に関する事 ・商工業の振興に関する事 ・農林業の振興に関する事 ・建設業の振興に関する事 ・その他地域産業の活性化に係る事業 |